

第三者評価結果入力シート（児童心理治療施設）

種別	児童心理治療施設
----	----------

① 第三者評価機関名

株式会社 地域計画連合

② 施設名等

名称：	子どもケアホーム
施設長氏名：	加藤 郁子
定員：	入所10名、通所20名
所在地(都道府県)：	埼玉県

③ 理念・基本方針

(1) 理念

子どものこころとからだの健康回復と福祉の向上のため、最善の生活を提供します。

(2) 基本方針

- ① 子どもを尊重し、主体性を大切に生活を提供する。
- ② インフォームドコンセントを得た上で、子どもと家族の希望を第一に考えた心理治療を行う。
- ③ 子どものこころの発育、発達を考えた生活環境、教育環境を整える。
- ④ 職員がお互いに支えあい、「良い実践」を認めあう職場環境を整える。
- ⑤ 子どもの専門家として積極的に自己研鑽し、自らの役割・職務を全うする。
- ⑥ 児童福祉に携わる人材育成に努める。
- ⑦ 関係機関と連携し、地域の心理治療の充実、精神保健福祉の向上に貢献する。
- ⑧ 透明度の高い施設運営に努める。

④ 施設の特徴的な取組

当施設は、子どもの相談窓口の拠点として設置された、さいたま市子ども家庭総合センター内にあり、児童相談所を含め専門機関との連携が図られています。

総合環境療法を取り入れ、心理プログラムを含め様々なプログラムを実施し、医学的な支援・就労支援・学習支援及び生活支援を行っています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/10/16
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/2/9
前回の受審時期（評価結果確定年度）	

⑥総評

【特に優れている点】

●専門職が子ども一人ひとりに対して十分な時間をかけ、丁寧な支援を行っている
利用している一人ひとりの子どもに十分な時間をかけてケースカンファレンスを行って、支援計画の進捗状況の一つひとつを確認しながら支援を進めている。施設ではケア会議を月に2回実施して、自立支援計画に沿って、現時点でどのような支援が行われているかを確認し、施設での生活に入ってから新たに判明した課題や今後の対応方法についての検討をしている。施設では支援に関わる職員は全員が国家資格を得ている専門職であるため、必要に応じてトラウマケア等についての対応も行われている。

●日課とプログラムへの参加は子ども自身の判断で行っており、ノーと言える環境が整っている
施設で提供している日課とプログラムへの参加は子ども自身の選択に任せている。日課は起床から就寝までの枠を定めているが、それに沿った生活を子どもに押し付けることはない。実際、訪問調査に入った時には一人ひとりのペースに合わせて柔軟に朝食をとっている様子が確認された。また、プログラムについても同様で子ども自身の判断で参加の仕方も選択できる。プログラムはトラウマケアを専門的に行うような心理プログラムから余暇活動まで様々なコンテンツを用意している。

●充実した専門職の体制でチームケアを目指し、児童のケアに当たっている
子どもケアホームの施設長は、トラウマケアの知識を有する児童青年精神科医で、子ども家庭総合センター内診療室の管理者も兼任し、適切なスーパーバイズと必要に応じた治療のできる体制となっている。また、全職員が有資格者であり、社会福祉士7名、精神保健福祉士5名、看護師1名、公認心理士であり臨床心理士が3名といった充実した専門職チームとなっている。児童の自立支援の協議では、それぞれの専門性の違いを超え、子どもの最善の利益について検討しチームケアを実践している

【特にコメントを要する点】

●子どもケアホームとしてビジョンを実現するための道筋を策定することが期待される
現状、さいたま市として取りまとめられている中長期計画や子ども家庭支援課として取りまとめられている組織目標シートがあるが、一部の職員には事業計画が適切に策定されているという認識がやや弱い状況が見受けられる。職員の意見や要望も取り入れ、子どもケアホームとしてのビジョンを実現する道筋を明らかにすることが望ましい。子どもや保護者への治療・支援に関わる事項でもあり、定められた道筋についてはリーフレット等を通じ、子どもや保護者に分かりやすく伝えられることが望ましい。

また、子どもケアホームは公立施設であり、その業務は、総合振興計画において進行管理する仕組みである。ケアホーム事業が示す範囲は「社会的養育施策の充実」といった児童相談所業務も含む領域の大きなものに一体化され、当所としての目標をそこから読み取ることは実際難しい。このことは、地域との連携や、社会的ニーズへの対応等、新しい課題を遠ざける要因になっていると考えられる。ケアホームとしての事業計画のイメージづくりを期待する。

●治療に必要な事務手続きについて詳述されている事務処理要領や各種マニュアルによって、今後の業務の標準化、効率化に寄与することが期待される。

前回受審時に検討されていた子どもケアホームとしての事務処理要領が令和3年に策定され、治療のフローに沿って、必要な事務手続きが整理された。職員の異動が多い中、同要領は業務の標準化や効率化に有用であり、引継ぎのツールとして定期的な更新などが期待される。子どもの権利擁護やプライバシーの保護、実施体制や職務分掌など組織面の情報も加えるなど更なる内容の工夫と充実が望まれる。

また、開所より数年を経て、危機管理マニュアルや事務処理要領などマニュアルが策定され、マニュアルに基づいて対応する仕組みが整備されつつある。業務の質の向上や標準化のため、開所以来のノウハウや会議での議論を反映した、更なるマニュアルが策定され、整理されることが望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

子どもケアホームは、平成30年4月の開設から6年目となり、今回2度目の受審となりました。受審時には、一定の指標に基づいた評価基準により、施設の現状を客観的に振り返ることができました。前回の評価結果から改善された部分もありますが、新たな課題も抽出できたため、より良い児童支援に繋げられるよう、引き続き質の向上に努めてまいります。

⑧第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童心理治療施設）

共通評価基準（45項目） I 治療・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に理念・基本方針について施設長より職員に説明を行っている。子どもへの誓いは、職員が支援の指針として確認すべきものとの理解の下、事務室にのみ掲示している。 ・理念・基本方針をリーフレットに記し、入所時に子どもに説明をしている。 ・さいたま市子ども家庭支援課のホームページから施設のリーフレットがダウンロードでき、市民にも理念・基本方針や業務内容を公開している。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁や厚生労働省等から社会的養護に関する法律・制度に関して提供される情報を基に業界全体の動向を把握している。また、さいたま市の計画（総合振興計画・子ども青少年のびのび希望プラン）に基づき、地域の福祉計画の内容を把握し、分析をしている。予算及び決算により、財務状況を把握している。 ・さいたま市児童相談所から共有される詳細な児童の資料を基に施設入所の可能性について検討している。 ・全国に53か所ある児童心理治療施設協議会の施設長会・研修会を通じて、分野の最新動向を把握している。 	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアホーム全体会議（月2回）やケアホームマネジメント会議（月1回）を実施し、状況把握に努めている。 ・児童相談所等関係機関との協議を行いながら子どもへの適切な支援を含めたケアホームの適切な運営及び入所・通所から退所後までのきめ細やかな支援の充実を現状の目標として設定している。 ・前回受審時に整理された課題に対しては、段階的に対処されている様子がうかがえた。 	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市の計画（総合振興計画・子ども青少年のびのび希望プラン）が策定されており、上位計画は行政計画との位置づけであるが、社会的養護分野で一括して言及されており、事業所としての目標の設定や課題を明示する手段とその解決につなげるサイクルは必ずしも十分ではない。 ・子どもケアホーム独自の理念や方針、子どもたちへの誓いが策定されている。さいたま市の計画の下、子どもケアホームの理念や理想を実現するための道筋を明らかにすることが望まれる。 	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市子ども家庭支援課としての組織目標の中に、ケアホーム係としての組織目標が設定されている。 ・職員調査結果では、一部の職員には事業計画が適切に策定されているという認識がやや弱い状況が見受けられる。こうした中、計画に対する認識を高めるため、さいたま市の中長期計画及び施設のビジョンを実現するための詳細計画として、子どもケアホーム独自の道筋のイメージが示されることが望ましい。 	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市の計画（総合振興計画・子ども青少年のびのび希望プラン）は職員にも共有されている。 ・組織目標については前年度から準備をはじめ、4月中旬ごろにケアホーム係として取りまとめている。一方、子どもケアホームとしての事業計画は確認できなかったため、今後の具体化に期待したい。 		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもケアホームとして、組織目標を設定し、年間計画・行事計画を策定しているが、現状では児童・保護者とは共有していない。各月のプログラムについてはケアホーム通信にて児童と共有している。 ・児童・保護者向けにはリーフレットを用い、子どもケアホームの理念や日課、プログラム概要を説明している。 ・児童の意見や要望は週1回の子ども会議にて聴き取り、生活ルールの見直しなどを行っている。 		

4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもケアホーム係全体会議・ケア会議を月2回実施している他、ケアホームマネジメント会議を月1回実施し、主に治療・支援に関することはケア会議にて協議している。治療中の子どもの自立支援計画は基準に基づいて定期的に見直しが行われている。 ・今回の受審で2回目となり、課題の進捗等聴取した結果、前回の評価結果については適切に受け止められ、段階的に検討・対処されている。 		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年にさいたま市子どもケアホーム事務処理要領が策定され、診断・治療方針、入所・通所中の児童への対応、アフターフォロー等整理され、第三者評価に関しても問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつける評価であることが説明されている。 ・前回評価結果を受け、指摘された課題に対しては段階的に取り組まれており、すでに対処されたものもあるが、今後対処されるものもある。 		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアホーム係の事務分掌はさいたま市の中で規程されている。施設長は市の定めた職位階層の中で、参事として位置づけられ、施設内での決裁権者は課長となっている。施設長は医師であり、子ども家庭総合センター内診療室の管理者を兼任しており、支援に関してはケア会議などに出席し、様々なアドバイスをを行っている。 ・子どもケアホーム内では業務内容ごとに担当者と主な業務内容が記載された事務分掌表が作成されている。 ・子どもケアホームの組織体制と関連付けられたケアホームとしての職務分掌表の作成は職務ごとの役割と責任の明確化、意思決定経路の見える化に寄与し、業務効率化や業務改善を検討するうえで有効と思われる。 		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長等は国やさいたま市や児童心理治療施設協議会が主催する研修に参加し、全体会議にて研修内容について周知している。 ・法が変わる際には、関係機関が主催する研修への参加を通じて、改定された法令に対する理解を促進し、職員のコンプライアンスに対する意識を高めている。 		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は児童青年精神科医の資格も持ち、医師としての役割も担っている。月2回開催される児童ごとの治療方針を協議するケア会議では、担当者からの個別の相談に応じて施設長及び医師として具体的な治療方針の説明やアドバイスを適切に行っている。 ・施設長は全体会議やケア会議の場などでの協議を経て、ある程度すり合わされた治療方針案を支持しつつ、子どもの利益に結び付く治療方針を職員に伝えるようにしている。 	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・開設時に、ニーズ調査に基づき、入所定員10名、通所定員20名の施設として発足したが、現在の稼働状況は、入所5名、通所1名の状況である。子どもの措置権限は児童相談所となるため、施設として現状できることは限られているという認識がある。 ・令和3年度に子どもケアホーム事務処理要領が定められており、治療方針や子どもの入退所のフロー、事務手続きが明確化されている。 	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市組織・人員要望により、人材確保の要求を市人事当局へ提出している。福祉に限らず、市職員としての人材育成計画があり、人員体制が整備されている。今後は、児童心理治療施設の特性を踏まえた人材育成も必要となろう。 ・子どもケアホームの職員18名中17名が有資格者となっており、施設の運営に必要な有資格者が確保されている。 ・会計年度任用職員の採用に関する募集、調整、任用関係処理、指導、評価等はケアホームにて行っている。 		
② 15 総合的な人事管理が行われている。	a	
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市人事評価制度に基づき人事管理を行っている。さいたま市が策定した人事評価マニュアルに能力評価、業績評価の方法や評価基準、配点などが定められおり、職員の評価に運用されている。 ・職員の意向を把握するため、数次の面談を行っている。また、日常的に報連相が徹底されている。 ・今後、「さいたま市子どもケアホーム事務処理要領」に示された職員の役割の周知への取り組みに期待したい。 ・また、職員調査結果では、より多くの相談及び面談の機会を求める声が複数出ているため、対応を検討されたい。 		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市庶務システムにより個々の職員の就業状況が把握され、管理されている。子どもケアホームの特殊性にも配慮されたい。 ・治療は他職間の協働作業である事務処理要領に定義されており、職員が互いに尊重し合うこと、職員の孤立化を防ぐ相互補完的な関係のチームワークが施設の方針として定められている。 ・シフトに基づいた勤務体制であり、職員間の協力や支え合いがあるため、調整の相談がしやすく、比較的休暇が取りやすい職場となっている。 		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ・市の人事部局の人材育成方針に基づき、計画的、総合的な人事管理が行われている。組織としての目標と整合する個人目標を設定し、数次の面談を経て個人目標の達成状況の確認を行っている。	
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ・さいたま市職員研修計画、年度ごとの研修予算に基づき実施している。 ・子どもケアホームとして年間の研修計画と策定しており、シフト調整など研修に参加しやすい職場環境づくりがなされ、研修制度の整備に取り組まれている。	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ・研修計画に基づき、職員の研修参加の機会を確保している。研修案内は適宜職員に共有される。 ・年間10回程度、外部講師によるスーパーバイズ研修を実施し、外部の知見をホームの運営に積極的に取り入れるよう取り組んでいる。 ・職員調査結果では、リーダークラスによる職員の定期的なスーパーバイズの機会、職員同士の支援の相談の機会の拡充、職員のメンタルケアに対する要望が出されているため、対処方法を検討されたい。	
(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
① 20 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
【判断した理由・特記事項等】 ・子どもケアホーム独自に、実習生・ボランティアは現在まで受け入れを行っておらず、受け入れについての検討は今後の検討課題としている。 ・市のインターンシップ制度等によるものは、施設でも実習生の受け入れが行われている。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ・市のHPでリーフレットを添付し、子どもケアホームを紹介している。児童相談所にもリーフレットを配付しており、周知に努めている。第三者評価も継続的に受審し、全国社会福祉協議会および埼玉県社会福祉課HPでも結果を開示している。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ・子どもケアホームの事務処理要領により、事務手続きが明確化されており、事務分掌表が策定されている。職務分掌と権限・責任についてもさいたま市により明確化されているが、子どもケアホームの運営の実態に即した職務分掌の明確化への取り組みに期待したい。 ・さいたま市決算審査及び行政報告等により決算状況等を確認されている。内部監査及び会計検査を受審している。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>・子どもケアホームは、子ども家庭総合センターに合築しており、施設設備を利用することで、ゆるやかな地域住民との触れ合いの機会は無ではない。児童によっては地域のお祭りに参加したり、演劇鑑賞などの機会がある。今後の就職など自立を支援する上で、地域で活用できる資源を伝える必要性は認識している。なお、子どもケアホームとして、地域との関わりに関する方針は立てていないため、明文化については優先度の高いものから、取り組むことが期待される。</p>		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
【判断した理由・特記事項等】		
<p>・実習生については、関係機関からの相談に応じて、受入れを行っている。一方、子どもケアホームとして、ボランティアの受入れをどのように考え、受け入れていくかについては、今後の検討課題となっている。子ども家庭総合センターの導入例も参考にしつつ、子どもの気持ちにも配慮し、可能な取組みを見据えていくことが期待される。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>・地域との関わりをどのように進めていくかという方向性を検討する中で、連携についても検討されると思われるが、通所機能などを活用し、心理的問題を起している子どもの一時的な支援など心理的ケアのセンター的役割を果たしていくことも期待されている。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>・施設が合築されているさいたま市子ども家庭総合センターとして、多様な相談に応じる機能を有している。子どもケアホームとしては、地域との関わりについて今後方針立てをしていく段階にあり、子ども家庭総合センターの取り組みとの連携した活動や、同センターからのニーズ把握などにつなげていくことを期待する。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>・施設長は児童青年精神科医としての知見に基づき、トラウマインフォームドケアなどについて、地域関係機関、教員、福祉・医療専門職等向けに、子どものこころに関する講演を行い、関係する組織や個人に専門的知見の還元や共有を行っている。</p>		

Ⅲ 適切な治療・支援の実施

1 子ども本位の治療・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>・子どもケアホームのリーフレットには、「ひとりひとりのペースに合わせる」ことや、児童が「主体的な取り組みができること」を支援する考えを明記している。事務室内には、「子どもへの誓い」として尊重する姿勢を掲示している。毎週土曜日に子ども会議を開催し、子どもの意見を募っている。そこで出された意見を月に2回開催する全体会議で職員間で協議し子どもの意見を尊重した支援や実践を行っている。勉強会や研修は、市主催の人権研修の他、外部機関が主催するものに参加している。</p>	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>・プライバシーへの配慮に関して、その姿勢・責務等は「子ども権利ノート」に明記されており、児童相談所を介して、子ども一人ひとりに配付している。また、児童に対しては、「子どもケアホームルールブック」において、施設内や利用している子どもの写真を SNS に投稿することは禁止することや、職員や子ども同士で関わる時の距離感の維持のルールなどを伝えている。なお、居室は全て完全個室となっており、夜間の巡視等もプライバシーに配慮して対応している。</p>	
(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>・子どもケアホームとして、パンフレットや児童向けのルールブック等の資料を用意し、丁寧にわかりやすく伝える工夫をしている。入所・および通所希望の児童については、事前に施設見学に応じている。</p>	
② 31 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>・自立支援計画作成時には、「入所目標シート」を作成して、子どもの生活歴や意向を丁寧に把握しており、作成した計画は子どもに説明しており、同意書をもっている。</p>	
③ 32 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>・ケアホーム開設以来、26名が入所もしくは通所し、20名が退所している。退所者については、他の関係機関への情報提供を行うのみならず、アフターフォローとして面接や電話相談、訪問などを行っている。現在、2名の児童にアフターフォロー計画に基づき支援している。</p>	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>・3年に一度、第三者評価を受けており、第三者評価に合わせて子どもの満足度調査を実施している。施設としては、毎週土曜日に子ども会議を定例化していて、その中で、様々な意見や要望を吸い上げている。出された意見を協議し、必要な内容は、職員会議での協議に上げている。一例として、外出時のお小遣い額を引き上げる検討が行われていることが確認できた。</p>	

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
---	-------------------------------	---

【判断した理由・特記事項等】

・苦情相談受付の番号は、施設内に設置された公衆電話の近くに印刷物を掲示して周知している。また、子どもケアホームの玄関すぐのカウンターに掲示して周知に努めている。一方、第三者評価の満足度調査の結果では、「ここでの暮らしがいやだなあと思った時に職員以外の大人に話すことができることを知っているか」の回答で、7割近い「いいえ」の回答があったため、リーフレットやルールブックへの記載など、更なる周知の取り組みが期待される。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
---	---------------------------------------	---

【判断した理由・特記事項等】

・子ども会議を週1回開催して、様々な意見を集めている。子ども会議の予定や議題は、デイルームの掲示板であらかじめ知らせ、事前に意見を提出できるようにしている。個別の相談室もあり、個別の面談や相談に活用できるようになっている。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
---	------------------------------------	---

【判断した理由・特記事項等】

・子どもから出た意見は、係内の全体会議で検討し、次回の子ども会議や随時面接などで返答している。次にいつ話し合うかについても、全体会議で話し合っており、そのことも児童に伝えている。職員会議記録において、対応方法について職員が真摯に意見を交わしている様子が確認できた。

(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---	---

【判断した理由・特記事項等】

・職務分掌において、「危機管理対応」を定め、全般を担う担当者を2名配置している。また、危機管理対応のよりどころになる指針として「危機管理マニュアル」を定め、担当者が適宜、マニュアルの作成・更新・周知を担っている。危機管理マニュアルは、施設全体での対応をまとめたものに加え、児童個別の対応についても文書化している。なお、当施設としての災害対応が一部含まれているが、業務継続計画の作成にあわせ整合性を図ることが求められる。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
---	---	---

【判断した理由・特記事項等】

・危機管理マニュアルに感染症対策についても記載し職員に周知するとともに、医療職を中心に感染症対策の指導や徹底を他職員や子どもにも随時行っている。なお、感染症対策については、新型コロナウイルス感染症対策の経験も反映しておきたい。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【判断した理由・特記事項等】

・災害時の対応を示すものとしては、さいたま市の業務継続計画を用いている。さいたま市全域を対象とする計画において、子どもケアホームは子ども家庭支援班に含まれているが、子どもケアホームとして大規模災害を想定した実際の体制が読み取れるよう、業務継続計画の詳細化が早急に求められる。実施している定期的な避難訓練およびその見直しは、業務継続計画の体系に位置づけていく必要がある。

2 治療・支援の質の確保

(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
・治療・支援の標準的な実施方法は事務処理要領で文書化され、原則、全員が出席対象となるケア会議の場で実際の治療・支援について月に2回確認・検討がなされている。なお、事務処理要領において、子どもの権利擁護やプライバシーの保護に関わる姿勢についても明示することが期待される。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
・月に2回実施している全体会議・ケア会議等において、治療・支援方法の検証・見直しを実施している。また少なくとも年に2回は児童個別の自立支援計画を更新している。これらは、施設長による、スーパーバイズを経て標準化や更なる質の向上を進めている。一方、会議での検討の積み重ねた結果が、個別の支援マニュアルや、事務処理要領などの文書にどのように反映されるかについては今後、注視してほしい。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
・子どもケアホームとして、心理面など様々な問題を抱える児童について丁寧なアセスメントを目指している。計画作成前には、きめ細やかなアセスメント項目でプロフィールや家族環境、生活歴などを把握している。自立支援計画は、監督職を責任者に、内部決済を経たものを児童相談所に提出し、策定している。また児童のアセスメントや支援方針の方向性を検討する際には、施設外の精神科医師等によるスーパーバイズを受けている。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
・月に2回実施している全体会議・ケア会議等において、治療・支援方法の検証・見直しを実施し、毎年5月及び11月には児童個別の自立支援計画を更新している。なお、緊急に計画内容を変更する場合の仕組みは未整備となっているが、事務処理要領もしくは、個別の支援計画において、明確にしておきたい。		
(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
・申し送りや個別記録は共有データとして記録できるようになっており、日々の申し送りや記録の閲覧を通じて毎日児童の状況をすぐに把握できるようになっている。個人の台帳に収録する資料も明確になっていて、個人のファイルに収録の一覧が共通してファイリングされている。また職種に関係なく、月に2回全体会議・ケア会議を開催し、計画にそった支援の内容について協議している。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
・国が定める個人情報保護法や市が定めるさいたま市個人情報保護法施行条例に則り実施している。このことは、実質的なマニュアルともいえる事務処理要領にも明記することが望ましい。また、Wi-Fiなど、児童の通信環境についても配慮されていることから、子どもケアホームの特性に応じて、SNSによる漏洩対策なども注視していくことが求められる。		

内容評価基準（20項目）

A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
① A1 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。		a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士・精神保健福祉士・臨床心理士から成る専門職チームが子どもの支援にあたっており、対応するに難易度の高い児童の心理課題の改善にも良い結果を出している。 ・自立支援計画は、児童相談所児童福祉司等と綿密な協議を重ねた上で作成しており、実施にあたっては係会議・ケア会議等で調整を図りながら行っている。 ・支援の実施にあたっては、児童青年精神科医である施設長から必要に応じて指導あるいはコンサルテーション等を受けている。 		
② A2 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。		a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから相談があった場合、時と場所に拘わらず柔軟に対応している。継続して相談が必要な場合は他職と情報共有しながら進めている。 ・児童一人ひとりの状況に応じて、他職員とも相談の上、日課・プログラム等を柔軟に変更して対応している。 ・逸脱行動等に対しては、事前に子ども一人ひとりの課題の把握に努め、単にその行為を諫めるだけでなく、自己の成長発展につなげる支援をしている。 		
③ A3 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。		a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活の中で子どもの発達段階に応じた生活技術が身につくよう支援している。外出時での買い物や公共交通を利用する際のマナーやお金の使い方等について必要な生活技能が身につくよう支援している。 ・スマートフォンやSNSの使い方等ネットリテラシーを身に付けてもらえるよう個別に支援している。 		
④ A4 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。		b
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と連携を取り、子どもの対応に臨んでいる。処遇困難児童や問題行動に関しては施設の問題として全体で意見を交わし関係機関の職員も関われる体制を取っている。 ・暴力・不適応行動などには、当該の子どもだけではなく、関係のある児童も含めて対応している。 ・自傷・他害が発生し子どもを緊急避難することが必要な場面においては、予め想定した役割分担によって対応している。 		
(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成		
① A5 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。		a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・行事やイベントには、その企画立案から当日の実施、そして終了後の振り返りまで全部に関わってもらうようにしており、責任感や達成感を味わってもらい、職員や他の子どもとの関わりを通じて協調性も養ってもらえるよう支援している。そうした行事やイベントを行う中での些細な体験の一つひとつが児童の中に集積され、成長に繋がるものとして取り組んでいる。 		
② A6 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。		a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設生活に必要なルールやマナーを身につけてもらうにあたっては、子ども個人が抱える課題、例えば発達障害・愛着障害・虐待等によるトラウマなどを加味しながら、児童の個性を重視しながら支援している。 ・様々な支援の場面で、子どもがどう思うかを尋ねたり、子どもが理解できるやりとりで無駄なルールを減らすなど、子どもの主体性を重視する関わりを行っている。 		

(3) 子どもの権利擁護・支援		
①	A7 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・職員が子どもの気持ちを傷つける関わりをしないよう、人権研修への参加、倫理規定の確認を行っている。 ・子ども個人のプライバシーの保護については、居室に入室する際はノック・声かけをし、子ども宛ての郵便物は事業所に届けられ職員が受け取るようになるが、原則封を切らずにそのまま子どもに手渡されている。 ・入所時に、同行する児童福祉司から直接「子どもの権利ノート」が手渡され、説明を受けている。 ・保護者への対応は、児童相談所と役割分担して担っているが、子どもに間近に接している施設として今後は関わる意義があるとの職員の声がある。 		
②	A8 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設内で暴力・いじめが起きないように、入所説明の際に「いじめをしない」ことがルールであることを伝えている。また、子ども同士のトラブルがあった場合には、子どもの理解できる言葉を用い、時間をかけて納得できる支援をするようにしている。 ・権利ノートを使用して、権利についての説明を適時行っている。その後は個別の理解状況に合わせて個別の時間で説明をしている。 		
(4) 被措置児童虐待の防止等		
①	A9 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・日常で起こりうる被措置児童虐待については、その発見対応が迅速にできるようにし、ヒヤリハット、チェックシートなどを用いて多角的に把握している。 ・発生した事例には、マニュアルにも基づいて対応する仕組みができています。 ・子ども達には権利ノートを配布するときに届出についての説明をしている。職員からでも傷つくことをされてはいけないということ、話せる場が用意されているということは子ども達に認識されている。 		

A-2 生活・健康・学習支援

(1) 食生活		
①	A10 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・食事が楽しい時間となるように、食べたくないものは強要せず、今まで食べられなかった食物を一口でも食べてみたらほめるなど、食の広がりを促し、楽しい食事場面、雰囲気づくりを心がけている。 ・入所時には、子どもの食物アレルギーの有無を確認しており、必要に応じて、除去食を提供している。 ・利用者調査結果では、食事についての満足度が低い結果となっている。子どもたちからはマンネリ化していると思われることに原因があるかと推測される。郷土料理・季節の料理等工夫をしているが、今の子どもの嗜好にあった献立の工夫が欲しい。 		
(2) 衣生活		
①	A11 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・各児童にダンスや居室が用意されていて子ども自身が好きな衣服を購入することができる。また、職員と一緒に衣類を購入する機会を設けている。 ・担当職員は、子どもと一緒に居室の清掃を行う際、衣装ケースやダンスの中の整理を行う。季節に合わない衣服は整理するなど子どもが服を取り出しやすいように支援している。 		

(3) 住生活		
①	A12 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての子どもに個室が確保されている。室内にはデスク、収納庫が備え付けられており、居室は明るく適度な広さが保たれて、児童自ら行う私物の管理がとてもしやすくなっている。まさにパーソナルスペースであることを印象づけている。 ・広々としたデイルームがあり、片隅には図書コーナーが設置されており、自由に書籍を手にすることができる。 ・子ども会議を開催し、子ども自らが発言して、安全性や快適さについて提案できる場を設けている。 		
②	A13 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの多くに年相応の生活習慣や生活技能が身に付いていない状況が見られる。施設ではこの課題に対応して、日常生活の中でそうしたことが自然に身に付くように日常生活に組み込んだ支援を行っている。 ・毎週日曜日に全員参加で居室清掃・リネン交換を行っており、一人ひとりの動作や身のこなしを観察しながら子どもにあった支援を行っている。 		
(4) 健康と安全		
①	A14 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の子どもの健康状態を正確に把握するために、睡眠・食事摂取・排泄等の状態を記録するための書式を用意して、それに記録することをマニュアル等で定めている。 ・洗面、歯磨き、入浴の仕方等については、入所時に一人ひとりの子どもに対して、児童相談所等からの情報および面談等を通じて丁寧にアセスメントを実施した上で、支援を行っている。 ・職員は子どもと接する際には、常に心身の状態に注意を払うよう言葉掛けを行っている。また、職員はいつでも子どもが相談を持ちかけやすくするため、常に余裕をもった振る舞いをするように心がけている。 		
②	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・看護師が中心となって子どもの健康管理を行っている。看護師は、かかりつけの医療機関から処方される薬剤の管理を行うとともに特に慎重な経過観察が必要な子どもや専門的な治療が必要な子どもに関しては日常の健康管理も行っている。 ・感染症やアレルギー対応、その他子どもの体調が急変した時の対応についてはマニュアルを作成し、対応策を徹底している。 ・全体会議等で看護師から医療に関する最新情報を提供し、健康管理に関する各職員の知識や対応力を強化している。予防接種を実施しており感染症の予防に努めている。 		
(5) 性に関する支援等		
①	A16 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・より身近な問題として性をめぐる課題を考えてもらうため、実際の場面で活動している専門職等の外部の専門家を招いて性教育についてのお話を聞いている。 ・年齢別性別にグループに分けた上での支援が必要と認識しているが、グループ化できるほどの利用者がいないため、性別加害・被害など個々の子どもの状況に合わせた支援を行っている。 ・対人距離感やバウンダリー（境界）の感覚が育まれておらず、自分の領域に他人を引き入れやすく、かつ他人の領域に侵入しやすい傾向があるため、正しい他者との距離感を身に付けるよう支援している。 		
(6) 学習支援、進路支援等		
①	A17 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<ul style="list-style-type: none"> ・入所して早期の段階で子どもそれぞれに対して、学力の把握を行っている。 ・児童の学力と意欲・意思に応じて、学習計画を立案し、学習レベル毎に学習プログラムや教材を用意している。また、学習室を設けており、子どもが必要に応じて利用している。 ・読書する習慣を身に付けてもらうため本に触れあう機会を作っている。デイルームに図書コーナーを設置し、いつでも子どもたちが本を手にとることができるようにしている。 		

A-3 通所支援

(1) 通所による支援	
① A18 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・通所の児童に対するプログラムは、基本的には入所児童と同様のものを実施している。 ・集団行動に適応することが難しいなどの場合はその子どもの特性等に応じて個別に対応している。必要に応じて、保護者と定期面接を行っている他、子どもには心理面接を実施している。 ・現在通所は1名の実績であり、実績が少ないため、十分な検証はできない。 	

A-4 支援の継続性とアフターケア

(1) 親子関係の再構築支援等	
① A19 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・同じ建物内に児童相談所があるため、児童相談所との連絡協議も密に行っており、協力して親子関係の再構築支援を行っている。 ・家庭復帰に向けた子どもと保護者との意向に隔たりが大きい場合は、児童相談所の児童福祉司と情報共有をしながら、必要に応じて児童福祉司から両者に対して調整に入ってもらっている。 ・子どもと保護者の交流では、時間・頻度・場所等に工夫をし、子どもと保護者の意向とこれまでの交流実績などを考慮しながら進めている。 	
② A20 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・自ら家族との繋がりを切って自立していく子どももあり、そのためアフターケアは必要であると認識している。現在2名の子どもに対応している。 ・退所に向けた取り組みを入所中から行っている。退所が近づいた段階で退所後の主たる支援機関等と担当の職員会議を行い、退所後の進路の進め方や今後の支援担当をどうするかなどを協議し、アフターフォロー支援計画を策定している。 ・退所後はアフターフォロー支援計画に基づき、電話・メールあるいは訪問等で個別に支援を行っている。必要に応じて、生活保護の申請や障害福祉サービス利用の申請などのサポートを行っている。 	